

第2回岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和8年10月2日 13:30 ～ 15:15		
出席状況	公益 3/3	労働者側 3/3	使用者側 3/3
○ 主な審議事項 1. 岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 公労使全体での審議後、公労・公使の二者協議を行い、労使双方から引上げ額の提示を受けた。（提示内容は下欄のとおり。） 労使の提示額に隔たりがあることから、現時点では双方持ち帰りの上、次回専門部会において審議することとした。 2. その他 なし			
○ 主な意見の要旨 労働者側 基本的な考え方は、製造業、航空機産業のおかれている状況以前から述べさせてもらっているとおりであり、そこは労使でしっかりと共通の認識が出来ているものと思っている。航空機産業が今後も発展するために、どのような金額がふさわしいのか議論出来ればと思っている。 当初は令和6年改定時の引上げ額が18円であったことから、現行地域別最低賃金（以下「地賃」とする。時間額1,121円）+19円を主張し、その後の協議において特定最低賃金を構える以上地賃+10円は必要であると主張した。 使用者側 特定最賃を構えるということに対して金額改正の必要ありとしたが、経済状況としてはそれほど良いわけではない。航空機産業がコロナ後立ち直っていくためには設備投資が非常に重要で、そのために原資を確保したいということであり、特定最賃引上げは必要最低限に抑えたいとの考えから地賃+1円を主張。その後の協議において、特定最低賃金を構える以上、メッセージ性を鑑み地賃+3円を主張した。			